

議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定、令和2年4月6日改定、令和2年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第2号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち2,860億円については、15年以内、16,370億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、15,880億円については、9年以内、60,020億円については、9年以内（1年以内の据置期間を含む。）、44,240億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）、820億円については、6年以内（満期一括償還）
- （ii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
- （iii）新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち4,506億円については、15年以内、28,050億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、11,268億円については、10年以内、46,750億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）、288億円については、10年以内（満期一括償還）、240億円については、6年

- 以内（満期一括償還）、18,700億円については、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- (ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。
 - (iii) 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）
 - (iv) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度（仮称）に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、670億円については、15年以内、2,405億円については、10年以内、3,135億円については、5年以内

4. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ホ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

5. 記4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（イ）を次のとおり改める。

（イ）令和2年度における貸付けのうち192億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、207億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、2,707億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

6. 記9 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書を次のとおり改める。

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けにつ

- いては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- (ハ) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (ニ) 令和2年度における貸付けのうち1,839億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、138億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。